

ごみ処理費をどのように負担するか

主抑制を促すという理由のほか、「ビンや缶」紙など資源として使われるものを「ごみ処理に出せば、そのお金が全く取られるから」と

300円（'93年度）となりており、年々増加している。自治体は「ごみ問題に悩んでいるが、「ごみを出さないよう」と訴えて、なかなか成果が上がらない。そこで有料化案が浮上する。有料化はごみ処理コストの高騰という背景もあるが、経済的負担を課すことによって排出量の自主抑制を促すねらいが大きい。粗大ごみ以外の家庭ごみの処理を有料化している市町村は全体の35%で、現実に減量効果も出ている。^①'96年には東京都が大都市で初めて事業系ごみの処理を全面有料化し、6・8%の減量につながった。東京都清掃審議会は「状況を見ながら家庭ごみの処理も有料化すべき」と中間答申をまとめている。

「ごみ処理の有料化の是非を巡って、論者の見解は分かれている。

有料化賛成派

は、有料化によつて排出量の自

考え方なくして地球の将来はない」と認識している点は共通している。

300円（'93年度）となりており、年々増加している。

自治体は「ごみ問題に悩んでいるが、「ごみを出さないよう」と訴えて、なかなか成果が

上がらない。そこで有料化案が浮

上する。有料化はごみ処理コスト

の高騰という背景もあるが、経済

的負担を課すことによって排出量

の自主抑制を促すねらいが大きい。

粗大ごみ以外の家庭ごみの処理

を有料化している市町村は全体の

35%で、現実に減量効果も出ている。^①'96年には東京都が大都市で初

めて事業系ごみの処理を全面有料

化し、6・8%の減量につながった。

東京都清掃審議会は「状況を

見ながら家庭ごみの処理も有料化

すべき」と中間答申をまとめている。

「ごみ処理の有料化の是非を巡

って、論者の見解は分かれている。

有料化賛成派

は、有料化によつて排出量の自

考え方なくして地球の将来はない

と認識している点は共通している。

ごみを出さないシステムを

③汚染者負担の原則（P.P.P.）の観点からいって、生産者の企業がごみ処理費用を負担すべきである。しかしした点について有料化賛成派は次のように反論する。

a)確かに有料化後しばらくすると「ごみは再び増える傾向にあるが、以前のレベルに戻るのではなく、低いレベルからの増加である。したがつて十分減量効果はある。

b)不法投棄は、有料化されていない地域でも多く、有料化が直接的な原因とはいえない。資源ごみの回収などリサイクルのルートを確立することの方が先決である。

c)税金の2重取りについてばらばら

みを払ふく出す者も少なく出す者も

同じように税金で処理費を出すのが不公平である。サービスの受益の量に応じて、受益者には次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

また、「ごみ処理をはじめ警察、消防など、だれもが必要とするものは公共によつて供給されるべきである。

d)汚染者負担の原則（P.P.P.）の観点からいって、生産者の企業がごみ処理費用を負担すべきであることを強調する声もある。

ごみ対策は日本ではリサイクルに注目が集まりがちだが、ある専門家は「4R」の視点を提唱する。

④「Recycle（再生利用）」よりも上位の「Reuse（そのままの再使用）」もつて、「Reduce（減量）」その後が「Refuse（出れない）」。消費者は余計なものは買わない、生産者は作らないといい「Reuse」などが一番大切」という考え方である。

賛成派、反対派とも、こうした

みを払ふくするようになる、「ごみを理

由に挙げている。

一方、有料化反対派の主な論拠は次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

以上の論拠のほか、外国のリサイクル先進国では有料制が一般的であることを強調する声もある。

みを払ふくする者も少なく出す者が

同じように税金で処理費を出すのが不公平である。サービスの受益の量に応じて、受益者には次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

また、「ごみ処理をはじめ警察、消防など、だれもが必要とするものは公共によつて供給されるべきである」とを強調する声もある。

ごみ対策は日本ではリサイクルに注目が集まりがちだが、ある専門家は「4R」の視点を提唱する。

⑤汚染者負担の原則（P.P.P.）の観点からいって、生産者の企業がごみ処理費用を負担すべきであることを強調する声もある。

ごみは再び増える傾向にあるが、以前のレベルに戻るのではなく、低いレベルからの増加である。したがつて十分減量効果はある。

不法投棄は、有料化されていない地域でも多く、有料化が直接的な原因とはいえない。資源ごみの回収などリサイクルのルートを確立することの方が先決である。

税金の2重取りについてばらばら

みを払ふくするようになる、「ごみを理

由に挙げている。

一方、有料化反対派の主な論拠は次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

以上の論拠のほか、外国のリサイクル先進国では有料制が一般的であることを強調する声もある。

みを払ふくする者も少なく出す者が

同じように税金で処理費を出すのが不公平である。サービスの受益の量に応じて、受益者には次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

また、「ごみ処理をはじめ警察、消防など、だれもが必要とするものは公共によつて供給されるべきである」とを強調する声もある。

ごみ対策は日本ではリサイクルに注目が集まりがちだが、ある専門家は「4R」の視点を提唱する。

⑥汚染者負担の原則（P.P.P.）の観点からいって、生産者の企業がごみ処理費用を負担すべきであることを強調する声もある。

ごみは再び増える傾向にあるが、以前のレベルに戻るのではなく、低いレベルからの増加である。したがつて十分減量効果はある。

不法投棄は、有料化されていない地域でも多く、有料化が直接的な原因とはいえない。資源ごみの回収などリサイクルのルートを確立することの方が先決である。

税金の2重取りについてばらばら

みを払ふくするようになる、「ごみを理

由に挙げている。

一方、有料化反対派の主な論拠は次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

以上の論拠のほか、外国のリサイクル先進国では有料制が一般的であることを強調する声もある。

みを払ふくする者も少なく出す者が

同じように税金で処理費を出すのが不公平である。サービスの受益の量に応じて、受益者には次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

また、「ごみ処理をはじめ警察、消防など、だれもが必要とするものは公共によつて供給されるべきである」とを強調する声もある。

ごみ対策は日本ではリサイクルに注目が集まりがちだが、ある専門家は「4R」の視点を提唱する。

⑦汚染者負担の原則（P.P.P.）の観点からいって、生産者の企業がごみ処理費用を負担すべきであることを強調する声もある。

ごみは再び増える傾向にあるが、以前のレベルに戻るのではなく、低いレベルからの増加である。したがつて十分減量効果はある。

不法投棄は、有料化されていない地域でも多く、有料化が直接的な原因とはいえない。資源ごみの回収などリサイクルのルートを確立することの方が先決である。

税金の2重取りについてばらばら

みを払ふくするようになる、「ごみを理

由に挙げている。

一方、有料化反対派の主な論拠は次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

以上の論拠のほか、外国のリサイクル先進国では有料制が一般的であることを強調する声もある。

みを払ふくする者も少なく出す者が

同じように税金で処理費を出すのが不公平である。サービスの受益の量に応じて、受益者には次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

また、「ごみ処理をはじめ警察、消防など、だれもが必要とするものは公共によつて供給されるべきである」とを強調する声もある。

ごみ対策は日本ではリサイクルに注目が集まりがちだが、ある専門家は「4R」の視点を提唱する。

⑧汚染者負担の原則（P.P.P.）の観点からいって、生産者の企業がごみ処理費用を負担すべきであることを強調する声もある。

ごみは再び増える傾向にあるが、以前のレベルに戻るのではなく、低いレベルからの増加である。したがつて十分減量効果はある。

不法投棄は、有料化されていない地域でも多く、有料化が直接的な原因とはいえない。資源ごみの回収などリサイクルのルートを確立することの方が先決である。

税金の2重取りについてばらばら

みを払ふくするようになる、「ごみを理

由に挙げている。

一方、有料化反対派の主な論拠は次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

上の論拠のほか、外国のリサイクル先進国では有料制が一般的であることを強調する声もある。

みを払ふくする者も少なく出す者が

同じように税金で処理費を出すのが不公平である。サービスの受益の量に応じて、受益者には次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

また、「ごみ処理をはじめ警察、消防など、だれもが必要とするものは公共によつて供給されるべきである」とを強調する声もある。

ごみ対策は日本ではリサイクルに注目が集まりがちだが、ある専門家は「4R」の視点を提唱する。

⑨汚染者負担の原則（P.P.P.）の観点からいって、生産者の企業がごみ処理費用を負担すべきであることを強調する声もある。

ごみは再び増える傾向にあるが、以前のレベルに戻るのではなく、低いレベルからの増加である。したがつて十分減量効果はある。

不法投棄は、有料化されていない地域でも多く、有料化が直接的な原因とはいえない。資源ごみの回収などリサイクルのルートを確立することの方が先決である。

税金の2重取りについてばらばら

みを払ふくするようになる、「ごみを理

由に挙げている。

一方、有料化反対派の主な論拠は次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

上の論拠のほか、外国のリサイクル先進国では有料制が一般的であることを強調する声もある。

みを払ふくする者も少なく出す者が

同じように税金で処理費を出すのが不公平である。サービスの受益の量に応じて、受益者には次の4点に集約される。

a)有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまつ。

b)有料化により不法投棄が増える。

c)住民は既に所得税、住民税を払つており、さらにごみの処理を有料化するには税金の2重取りである。

また、「ごみ処理をはじめ警察、消防など、だれもが必要とするものは公共によつて供給されるべきである」とを強調する声もある。

ごみ対策は日本ではリサイクルに注目が集まりがちだが、ある専門家は「4R」の視点を提唱する。

⑩汚染者負担の原則（P.P.P.）の観点からいって、生産者の企業がごみ処理費用を負担すべきであることを強調する声もある。

ごみは再び増える傾向にあるが、以前のレベルに戻るのではなく、低いレベルからの

リサイクルの先進国では有料制が普及

「ごみの減量を図るには、住民の公共精神に期待するだけでは限界がある。それにはごみ処理有料化という経済的インセンティヴ（誘因）を導入することが避けられない。その有効性は既に実施している市町村の例が証明している。ただし有料制とはいつても、日本では実際にかかる処理費の1割~1部をまかなうだけのことである。しかし、その程度の負担でも住民の意識を変え、ごみの減量に向かわせる力になる。

誤解のないようつけ加えれば、ごみ処理は現在税金で行われており、今でも決してタダではない。したがって、「ごみ処理有料化について、タダかお金を取られるのか」という視点の論議はおかしい。有料化の是非は、今までどおり税金による負担でいくのか、それとも一部を料金制に切り換えて、「ごみをたくさん出す人とそうでない人との間に金額的な差を設けるべきか」という比較において議論されるべきである。つまり、有料化は負担のしくみを変えるものと位置づけられる。

◎識者はいつおれる

有料化はリサイクル社会を定着させる

けられなければならない。

私たちは、サービスや負担についての考え方を高度経済成長期のころとは変えなければならない。地球の資源を大切にして、さまざまな環境問題に対処するにはお金がかかり。決してタダではできない。リサイクルであれ、環境保全であれ、「ごみ処理であれ、それをどうやって負担するかを考えていかねばならない。

もちろん、住民（消費者）ばかりでなく、企業（生産者）も負担しなければならない。企業負担について、我が国で最もよく紹介される、ごみ処理で回収し、リサイクル・ルートに乗せている。このDSD方式は、日本の容器包装リサイクル法などに比べて企業負担をより徹底させている点に特徴があるとされてきた。

それはそのとおりかもしないが、しかし、「このよつたドイツのリサイクル・システムを考へる際見落としがちなのは、ドイツではこれまでいじつていて、ドイツのDSD方式は分別収集も企業に義務づけており、その点でこの法律は企業に甘い」という批判もある。

ほとんどの自治体で「ごみ処理に有料制が採用されている」といふ点である。住民は「ごみ容器を借りる」となつており、この料金が処理費となる。この料金はサイズによつて異なつていて、私が訪ねた92年には120リットル入りで年3万3千円とかなりの高額だった。この料金を節約するために多くの住民は、買い物をするときから

パでは多くの国で「ごみ処理の有料制が一般的で、アメリカでも有料制の自治体が少なくない。韓国も3年ほど前に、国が法律で「家庭」のみ処理の有料化を義務づけた。このように「ごみの減量」やリサイクルに熱心な国や自治体ほど、有料制は当然視されていて、あたかも電気、ガス、水道と同じ公共料金の一種と見なされている。

パでは多くの国で「ごみ処理の有料制が一般的で、アメリカでも有料制の自治体が少なくない。韓国も3年ほど前に、国が法律で「家庭」のみ処理の有料化を義務づけた。このように「ごみの減量」やリサイクルに熱心な国や自治体ほど、有料制は当然視されていて、あたかも電気、ガス、水道と同じ公共料金の一種と見なされている。

自治体では処理できません、企業で回収しないといわれたらどうなるか。企業も回収を考えざるを得なくなるだらう。日本はヨーロッパに比べ、現状では企業責任が結果的に軽くなっている。また、消費者もタダで「ごみ」が出せるから、使い捨ての容器、過剰包装に対しても苦情を訴えない。その結果、容器代、包装代は価格に上乗せされることになる。「ごみ処理が有料になれば、消費者も使い捨ての容器や過剰包装は困るという意識を持ち始め、価格に上乗せされたい容器代、包装代も低くなるはずだ。

一見得をしているようでは実は損をしているところのが今のしくみである。もちろん、有料制にも多少の副作用はあるだらう。しかし小さな副作用を問題にするあまり、「ごみ処理有料化の是非について」大きな不満にブレーキをかけてしまうのは賛成できない。

現在の日本では住民の意見を反映する機会が与えられていない。住民の環境意識は前向きに変化しているが、政治はそれをくみ取っていない。ならば住民投票で直接民意を問えばよいのではないか。

今制度は得に見えて実は損

実は家庭「ごみ」の処理がタダで助かっているのは、住民より企業である。日本では使い捨ての容器とか包装とか、

「ごみ減量に気を配り、また排出の段階でもDSD社の回収に協力して」「ごみ減らしを図っているのである。もし、「ごみ処理がタダなら、環境意識が高いといわれるドイツ人も、大きな容器に「ごみ」を大量に捨て、DSD社の回収には見向きもしない人がはるかに多くなるだらう。ドイツだけではない。ヨーロッ



早稲田大政治経済学部准教授
寄本勝美
Yoninoto Katsumi

早稲田大政治経済学部准教授
同大助教を経て、78年より教授。
専門は行政学（地方自治）、中央環境審議会、東京都清掃審議会などの委員も務める。
著書に『自治の形成と市民』（東京大学出版会）
『政策の形成と市民』（有斐閣）など。

ニュースを読み解く

ごみ処理有料化の是非



ごみ問題を巡る住民投票

一般廃棄物の6割を占める容器包装類のリサイクルを進めるための法律（95年成立）。この法律の特徴は、住民に分別排出、市町村に分別収集、企業に再商品化を義務づけ、住民、行政、企業の3者の役割分担と協力の具体的なしくみを作ることとしている。ドイツのDSD方式は分別収集も企業に義務づけており、その点でこの法律は企業に甘い」という批判もある。



ごみとリサイクル
岩波書店

ごみの発生から最終処分までのさまざまな問題をわかりやすく解説
産業廃棄物対策を考える。

推薦図書

④ 密封包装リサイクル法
一般廃棄物の6割を占める容器包装類のリサイクルを進めるための法律（95年成立）。この法律の特徴は、住民に分別排出、市町村に分別収集、企業に再商品化を義務づけ、住民、行政、企業の3者の役割分担と協力の具体的なしくみを作ることとしている。ドイツのDSD方式は分別収集も企業に義務づけており、その点でこの法律は企業に甘い」という批判もある。